

議第54号

施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について

施設管理事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

損害賠償の額	810,910円
和解及び損害賠償の相手方	大阪府茨木市宿久庄二丁目10番2号 トールエクスプレスジャパン株式会社 代表取締役 (略)
事故の発生日月日及び発生場所	平成29年10月17日 午後2時5分ごろ 三島市川原ケ谷53番9 市道川原ケ谷元山中線
事故の概要	市道川原ケ谷元山中線を南西に向かって走行していた相手方トラックが、上記事故発生場所のトンネル付近に設置されていた高さ制限の道路標識に実際に表示すべき制限高よりも高い数値が表示されていたことから、当該トンネルに進入したところ、当該トラックの高さが当該トンネルの制限高を上回っていたため、当該トラックの左上部が当該トンネルに接触し、損傷したもの

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士